

令和 7 年 9 月 22 日

令和 7 年

第 9 回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和7年9月22日（月曜日）午後2時から

1 出席委員（5名）

小 黒 仁 史	教育長
三 留 利 夫 委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子 委 員	
深 澤 佳 己 委 員	
藤 井 大 吾 委 員	

2 出席職員（11名）

教育総務部長	今 井 健太郎
参事（教育施設担当）	河原田 光
教育総務課長	鈴 木 孝 司
教育施設担当課長	小野澤 行 平
副参事（教育地域力担当）	齋 藤 恵 介
副参事（教育施設調整担当）	小 池 武 道
指導課長 (幼児教育センター所長 兼務)	木 下 健太郎
指導企画担当課長	志 賀 克 哉
学校支援担当課長	長 岡 誠
教育センター所長	早 田 由香史
大田図書館長	杉 村 由 美

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 議案審議

第26号議案 区指定有形文化財の諮問について

(午後2時00分開会)

○教育長

ただいまから、令和7年第9回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

なお、北内委員につきましては、あらかじめ欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。

委員の皆様に傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願ひいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しております。

まず、会議録署名委員に藤井委員を指名いたします。よろしくお願いします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

私からは、先日行われました、蓮沼中学校の70周年の記念式典についてお話しさせていただきます。まず印象に残った点を3点ほどお話しさせていただきます。

式には来賓の方を含めてたくさんの方に参加いただきました。式の始まる前に、プラスバンドの蓮沼中学校の生徒たちの演奏がありまして、その音楽が非常に厳肅で、会場には全校生徒の皆さん、来賓の方々、教職員がいましたが、これからまた次の10周年の式に向かうぞというような、雰囲気をつくることに役に立っていて効果的だったと思います。

式の初めに演奏があったのは初めてだったので、中学生の活躍する姿として、大変印象的でした。

2点目に印象に残ったのは、校長先生の式辞です。大変に力強い式辞で、立派でした。

蓮沼中学校は、これから時代を生きることもたちを育てるということで取組んでいるということをお話になっておりました。

こどもたちが、はねびょんをデザインしてマスコットを作ったり、区の行政の方にもい

いろいろ相談しながら、実現していく力というものを感じるとお話しになりました。

それから、今、大阪万博が開かれておりますが、こどもたちが修学旅行でそこに行って、これから社会や未来への希望、様々な国の文化に触れて、非常に力強く目を開いていくということをおっしゃっておりました。

非常に力強く、未来や社会に向けてこどもたちを育てる意気込みを感じたところでございます。

3点目、感心したのは、生徒代表の言葉、それから歌声です。生徒代表のお話が二人の生徒からありました。一人は生徒会の会長だったと思いますが、代表してお話ししていました。

蓮沼中学校のハス、花言葉は純粋ということですが、それを踏まえて、かつて蓮沼中学校にはどんづ池という大きな池があって、休み時間になると、そこで生き物を捕まえたり魚釣りをしていたということを話していました。沼や、泥沼に咲く花の清らかさに触れて、その中で純粋に一生懸命花を咲かせる、そういうものになりたいというような決意の話もありました。

それから、特別支援学級についても、蓮沼中学校は、本区ではかなり早くできたところだと思いますが、その生徒も代表の言葉を話していました。それが大変に落ち着いて、生徒会長以上にしっかりとお話をしていたので感心しました。最終的に自分を支えてくれる人たち、地域の人たちへの感謝、将来自分も地域を支え、貢献できる人間になりたいという決意表明も大変印象的でございました。

あと生徒の全員合唱も非常にきれいでした。それだけ力を入れて生徒を育てているのだと思いました。

もう1点、良い点だと思ったのは、最後に校歌を歌いますが、校歌の指揮者と伴奏者が紹介されました。指揮者が出てきましたが、途中で具合が悪くなった様子で、音楽の先生が何事もなかったかのように前に出てきて、指揮をしていました。

恐らく緊張していたんだと思いますが、こどもたちの状況をさりげなくフォローしていく先生たちの姿がありまして、それを校長先生も自慢しておりました。そういうった良い教師と生徒の関係ができているのだと思いました。

中学校の記念式典は、これから 80 周年がいろんな学校ですが、小学校と少し違った緊張感と、また良い式典ができるいくのだと思いました。

その後、祝賀会のほうにも参加させていただきました。そこにもたくさん地域の方々がいらしていて、地域に支えられながら、中学生がしっかりと地域活動を展開できているのは、大変ありがたいなと思いました。これからも式典、行事を大事にしていけると思っています。

私からの報告は以上でございます。

ほかに報告事項、よろしいですか。

○三留委員

私は、先月 28 日に消費者生活センターであった、中学生と教育長、教育委員の意見交換会と、今月 20 日に行われました、東六郷小学校の道徳授業地区公開講座に参加いたしましたので、報告をいたしたいと思います。

それから、今月 5 日に中央教育審議会の教育課程企画特別部会から、次期学習指導要領の論点整理案が示されましたので、これについても感じたことを述べさせていただきたいと思います。

最初に、中学生との意見交換会についてです。中学生との意見交換会は 3 月にも行われていましたけれども、そのとき私は参加できなかったので、初めての参加になりましたが、中学生と交流して大変新鮮な気持ちになりました。

テーマは、「大田区の外国語教育」、「タブレット端末の活用について」でしたが、どちらも中学生は、意見は積極的に感じられました。大田区の外国語教育については、授業の中で話す機会を増やすこと、英語でのコミュニケーションを多く取り入れることなどが理想の姿として出されました。タブレット端末の活用については、タブレットを使って効率の良い学習をすること、様々な活用することの大切さなどについて中学生から提案がありました。生成 A I についても話が及びましたが、この取扱いについても自身の主体性の確保など、しっかりと意見を述べていました。

参加した中学生は、最初の自己紹介のときには、「緊張している」などと言っておりましたけども、いざ始まると真剣な態度で臨み、前向きな意見をきちんと述べていたのが印象的で、頼もしさを感じました。

昨年 9 月施行のことでも基本法にある基本理念の中に、子どもの意見を表明する機会の確保がありますけれども、区としてこのような機会を積極的に設けたことは評価できますし、意見にあることを教育行政の参考にして欲しいと思いました。

次に、東六郷小学校の道徳授業地区公開講座についてです。全校授業参観として行われ、全てのクラスが午前中のいずれかの時間に道徳を公開する形でした。ほとんどのクラスの授業を見ましたが、こどもたちの主体的に参加する姿が目立ちました。東六郷小学校は、平成 29 年度と 30 年度に道徳の研究校をしていることも影響しているのか、導入、展開、終末のそれぞれの過程で工夫を感じました。展開後段では、こどもたちの意識を探る発問や、グループでの活発な論議が目を引きました。終末では、教師が自分の体験を交えたり、こどもたちの経験をまとめたりした説話が工夫されていると思いました。

道徳授業地区公開講座では、通常、講師による講演会なども行われています。この日の東六郷小学校でも、3 校時に全保護者対象で行われていました。東小学校のスクールカウンセラーで、岐阜女子大学短期大学特任教授の青戸泰子先生による「子どもの声が聞こえていますか」と題した講演会でした。青戸先生からは、肯定的人間関係の大切さ、家族のつながりの見直し、こどもに寄り添うことの大切さなど、様々な示唆に富んだ話がありました。子育てをしている保護者には大切な話で、良い機会を提供していると思いました。

道徳授業地区公開講座は、大田区でも全小中学校で行われていますが、それぞれの学校で工夫して行い、子どもの心の成長や保護者の子育ての支援などに寄与できるような取組を一層進めてもらいたいと思いました。

次は、今月 5 日に中央教育審議会の教育課程企画特別部会から出された、次期学習指導要領の論点整理案についてです。一通り目を通しましたけれども、大田区の今後の教育行政の方向性にも関わることが多いと思いましたので、感じたことを簡単に述べさせていただきます。

冒頭、次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方として、「生涯にわたって主

体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む」が示され、具現化のための三つの方向性が示されています。

1点目は、主体的・対話的で深い学びの実装、2点目は多様性の包摂、3点目は実現可能性の確保です。主体的・対話的な学びの考え方は引き継がれ、次期学習指導要領に向けた第一の方向性とすべきものとしています。授業改善に不可欠であるデジタル学習基盤の効果的活用が道半ばであることから、小学校の総合的な学習の時間で、（仮称）情報の領域、中学校で（仮称）情報・技術科の創設等、具体的方策も示されています。

今回の素案の特色は、2点目に示された多様性の包摂ということになると思います。多様なこどもたちを包摂する柔軟な教育課程の在り方の項では、カリキュラムマネジメントのイメージがつかみにくく、いまだに学校の日常になっていないという課題から、新しい提言がなされています。調整授業時数制度の創設もその一つで、児童・生徒や地域の実情に応じ、各学校が別の教科の時数増に充てる、特に必要な教科を開設するなど、柔軟なカリキュラムを編成できるようにしています。これまで特例校だけ実施できたことが、各学校の日常になってくると思いました。

特異な才能のある児童・生徒にも触れ、外部機関と連携しつつ、過度な負担を生じないように配慮しながら、特別な個別指導計画を作成する方向で検討するとしています。海外では、ギフテッド教育などと称して特別なカリキュラムを持つ国が少なくないものの、実施には課題が多いと私は思っております。

そのほか、多様なこどもたちを包摂する柔軟な教育課程の在り方の項では、不登校児童・生徒や、日本語教育に対応した特別な教育課程の必要性などについて、新たな方向性と具体的論点を示しております。

不登校児童・生徒対応や日本語教育については、大田区教育委員会としても力を入れているところで、個別カリキュラムの策定や支援の提供など、動向を注視して欲しいと思いました。

全体的には、脱横並びの方向性が示されてきたという印象を受けました。この論点整理案にある事業が、これから作業部会の審議などを通して、次期学習指導要領の内容になっていくわけですが、大田区教育委員会としても、示された提言等を勘案して、今後の行政に生かしていただきたいと思いました。

私からの報告は以上でございます。

何かほかにご質問・ご意見がありましたら、お願いいいたします。

○高橋委員

私も9月20日、蓮沼中学校の開校70周年式典、祝賀会に出席いたしました。先ほど教育長がお話しされたように、すばらしい点が多くありました。その中でも、私は代表生徒の言葉で、当日の変更にもかかわらず、生徒が立派な挨拶をやり遂げ、また伴奏の指揮でも、生徒に代わり、先生がスムーズに交代していくところが感心いたしました。蓮中の校風が感じられる温かな式典になっていたと思います。

祝賀会はアットホームな会でクイズ大会があり、11のテーブルが一つにまとまり、大田区と蓮沼中学校を再認識する企画で、とても盛り上がりました。校長先生が挨拶で自慢す

るところを話されました、自慢できるほど良い学校だと感じました。

開校 70 周年記念デザインのはねぴょんが作成されていましたが、生徒の発想と、生徒自ら大田区との交渉など、実行力に感心をしたところです。

○教育長

ほかにございますか。

○深澤委員

私は、日本弁護士連合会のプレ人権シンポジウムで「インクルーシブ教育ってなに？」という講義に参加しました。インクルーシブ教育については、おおた教育ビジョンにおいても、今年4月策定した大田区特別支援教育推進計画においても、理念の実現に向けて取り組むことを求められていますが、子どもの権利条約で定めるインクルーシブとは、全ての生徒に公正な参加型の学習体験と、生徒たちのニーズに合致した環境を提供することに貢献するビジョンを伴っていることが必要であり、障壁を克服するための教育内容、指導方法、組織体制等の変更を具体化した制度改革のアプローチが含まれると説明されました。

それゆえ、障害のある生徒を通常学級に配置するには、組織やカリキュラム、指導方法等構造的な変更を伴う必要があり、そのような変更を伴わない場合にはインクルーシブ教育とは言わないと明言されていました。そして、障害のある子もない子もおしなべて、一人一人が違うことを前提に、誰もがここにいていいという安心感や居場所を持つようにフォローしてあげる、それがインクルーシブ教育であるということでした。

生徒が安心感や居場所を感じるために、一人一人に様々な個性があることを前提に、人によってできること、できないことがあることを認めてあげて、できないことがある場合にはそれをフォローしてあげる環境を提供する。そのような環境を伴うのがインクルーシブ教育だということでした。

では具体的に、インクルーシブな学校づくりのために必要なことは何かというと、学校において子どもの心理的な安全性を確保すること、子どもの権利を守ること、新自由主義で洗脳しないこと。この新自由主義とは、勉強ができる子とか授業によく参加できる子、先生の言うことを素直に聞くことができるという、いわゆるいい子として色分けをすることを言うそうですが、それらの手法で洗脳しないことが必要だということでした。あとはマジョリティーを特権者としないこと、発達に特性のある子どもを守ること、これらのことを見識して、教育内容や指導方法を策定することが必要になってくるということでした。

実際にインクルーシブ教育を実践された世田谷区桜丘中学校の校長先生がいらして、講演されました。インクルーシブ教育の実践を始めるまでの桜丘中学校では、生徒総会は言わば先生の声を代弁するような場だったそうです。生徒たちがそれぞれ自分の意見を表明する場として、みんなで決めたことは必ず実現するように変革したとおっしゃっていました。

その結果何が起きたかというと、生徒総会で決議された体育館の冷房、校庭の芝生化、定期テストの廃止、飲料自動販売機の設置など、これらが全て実現されたということでした

た。そうすると、生徒たちの一人一人の意見が尊重されること、投票が学校を変える力となるということを実感し、自分の意見に責任を持つ、他人の意見も聞くようになるという好循環が生まれるようになったそうです。主権者教育につながる重要な教育だと思いました。

インクルーシブ教育を進めると、誰も分離や排除されないことで、誰にとっても学校が居場所となります。そのような教育が平和で公正な社会を実現することができるのだと、講義の中で繰り返されていました。

大田区においても、全ての生徒にとって学校が安心な居場所となるように、インクルーシブ教育の研究を深めて、一人一人の違いや意見を大切にする学校づくりをお願いしたいと思いました。

○教育長

ほかにございますか。

○藤井委員

最近の感染症の状況につきましては、インフルエンザが局所的に流行し始めておりまして、昨年もそうでしたが、早めの流行開始であることを感じております。去年の12月は過去最大の流行がありましたが、今年もそこまでは行かないかもしれません、かなり早期の流行が見込まれておりますので、こどもたちはワクチンを早めに打たれたほうが良いかと感じております。

それからコロナに関しては、小流行が続いている状態ですけれども、実はかなり弱毒化が進んでいるようで、あまり熱が出ない人がかなりおりまして、潜在的なコロナ患者がかなり増えてきている可能性があります。症状が軽く気づかないで生活するので、いろいろところで感染を拡げてしまう可能性があります。以前は第何波というとみんなが注意して収束していましたが、収束しないでだらだらと来ているという、もう通年になってきている、波がなくなってきたと感じております。

それからコロナの間はずっと中止になっておりましたけれども、毎年、学校医等見学研修会を行っております。私も参加してまいりましたが、今回は静岡の東海道広重美術館、歌川広重さんの、東海道の昔の版画ですが大田区の教育でも伝統文化を大切にしておりますということで、見学してまいりました。ほっとするような版画ばかりで、非常に参考になりました。

前日から1泊し、各科学校医10名、学校歯科医3名、それから学校薬剤師さん1名の合わせて14名と、それから事務局の教育委員会から3名のご出席をいただいて夜遅くまで、例えば内科ですと側弯症のこと、あるいは着衣による検診のやり方のことについての議論、あるいは眼科の先生からは近視に関しての治療ができるようになりましたが、一部保険適用ではないためにその治療を受けるためには全額自費になる可能性がある問題点、それから小児用の経鼻インフルエンザワクチンについては、ワクチンの数が恐らく希望者の7分の1ぐらいしか今年は供給がないということで、大田区では補助金といいますか半額負担で済むように、大田区で予算を組んでいただいております。希望者がかなり増える可能性がありますが、希望者全員に経鼻ワクチンをしてあげることができないのではない

かという危惧がありますというお話がありました。

それから、歯科の先生からはキシリトールの虫歯予防に対する効果について、今学校教育の一環として、教育委員会に協力を仰いで虫歯予防の対策としてまず教育から始めよう。いざれはキシリトールを給食のときに、後でなめて、ガムはいろいろいたずらの元になるらしいのであめの形で、キャンディーでなめさせるようなことをして虫歯を減らすというようなご提案がございました。

それから薬剤師さんからも、子どもの薬物乱用に関して、小学校のときから教育する必要があると。最近非常に非合法すれすれの薬物の使用とか、あるいはせき止めの乱用とか、そういうものが非常に問題になっていますというお話がございました。

○教育長

ほかにご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、次の日程に移ります。日程第2について事務局職員の説明を求めます。

○庶務係長

日程第2は、「議案審議」です。本日は第26号議案のご審議をお願いいたします。
それでは、議案を読み上げます。

第26号議案 区指定有形文化財の諮問について
以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○大田図書館長

私からは、第26号議案 区指定有形文化財の諮問についてご説明させていただきます。
現在の区指定文化財は118件となっておりますが、そのほとんどは昭和48年から50年にかけて一斉に指定が進められており、その時点で歴史的価値のあるものはほとんど網羅されたと認識しております。

その後、平成19年2月に区指定文化財として六郷獅子舞が指定されて以降新たな指定はありませんでしたが、このたび新たに指定するにあたり大田区文化財保護条例第39条の規定に基づき、大田区文化財保護審議会にあらかじめ諮問するものでございます。

資料項番2にございますように、このたび諮問させていただきますのは、(仮称)御嶽神社絵馬群一式計90点と御嶽神社の社殿一棟でございます。文化財の所有者はともに宗教法人御嶽神社です。

諮問理由ですが、まず、御嶽神社絵馬群についてでございます。令和4年度に実施した絵馬調査において総数と内容が解明されたため、区指定有形民俗文化財の基準を満たすも

のとして諮詢いたします。

別紙1をご覧ください。資料にございますように、多くの奉納額は江戸期から近代に至る御嶽信仰の様相を示すものとして、また御嶽講の地域的な分布を示す資料として貴重でございます。

これまで嘉永4年の文久銭額（山犬）が知られておりましたが、それ以前の天保8年の銘がある三社宮の扁額が確認されました。そのほか、総数90点を一括して民俗資料として諮詢いたします。

別紙2をご覧ください。次に、御嶽神社社殿についてでございます。同じく令和4年度に実施した構造調査において、本殿屋根裏で確認された墨書から、弊殿、本殿は文久元年に完成したことが判明し、藤原篤意と門人柳下忠五郎が手がけたことが確認されました。

また、拝殿はそれ以前の築であることも確認され、拝殿部が天保2年の当時の社殿である可能性が高いとされています。

また、現在本殿の社殿彫刻は彫刻大工の後藤源兵衛の名が確認されており、区指定有形文化財建造物の基準を満たすものとして諮詢いたします。

なお、指定されることによるメリットといたしまして、より多くの区民の皆様に周知され、所有者の励みにもなり、将来への継承が図られやすくなると考えられます。また、大田区文化財補助金の交付要綱に基づき、修理事業や防災設備事業に対して区の補助金を受けることができます。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長

それでは、ただいまの報告についてご意見、ご質問はありますでしょうか。

○三留委員

区の文化財候補の概要を読ませていただきましたけども、調査によって御嶽神社の民俗資料及び建造物の新たな価値が見出されたということで、諮詢は相当と考えます。

○教育長

ほかに。よろしいでしょうか。

それでは原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長

それでは、それでは第26号議案につきまして原案のとおり決定といたします。

本日の日程は以上となります。

これをもちまして、令和7年第9回教育委員会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

令和7年 第9回 教育委員会 定例会 9月22日(月) 午後2:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

- 教育総務部長
- 参事（教育施設担当）
- 教育総務課長
- 教育施設担当課長
- 副参事（教育地域力担当）
- 副参事（教育施設調整担当）
- 学務課長
- 指導課長
- 指導企画担当課長
- 学校支援担当課長
- 教育センター所長
- 幼児教育センター所長
- 大田図書館長

<議案審議>

第 26 号議案 区指定有形文化財の諮問について

令和 7 年 9 月 22 日

令和 7 年第 9 回教育委員会定例会日程

日程第 1 教育長の報告事項

日程第 2 議案審議

第 26 号議案 区指定有形文化財の諮問について

第 26 号議案

区指定有形文化財の諮問について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区文化財保護条例第 39 条に基づく区指定文化財の諮問について別紙
のとおり決定する。

(提案理由)

大田区文化財保護審議会で諮問するにあたり、この案を提出する。

7 大図発第 10903 号
令和 7 年 9 月 5 日

大田区文化財保護審議会 様

大田区文化財保護審議会への諮問について

大田区教育委員会

大田区文化財保護条例第 39 条の規定に基づき、大田区文化財保護審議会において下記の事項について諮問いたします。

記

1 諒問事項

大田区指定文化財の新指定について

2 新指定候補の文化財及び員数

- (1) (仮称) 御嶽神社絵馬群 一式 (計 90 点)
- (2) (仮称) 御嶽神社社殿 一棟

3 文化財の所有者

- (1) (2) 宗教法人御嶽神社 (北嶺町 37-20)

4 諒問理由

- (1) 令和 4 年度に実施した「御嶽神社絵馬調査」において、総数と内容が解明されたため、区指定有形民俗文化財の基準を満たすものとして諮問する。
- (2) 令和 4 年度に実施した「御嶽神社社殿構造調査」において、社殿を構成する拝殿・幣殿・本殿の一部建築年代及び新旧関係、並びに大工名が解明されたため、区指定有形文化財（建造物）の基準を満たすものとして諮問する。

5 備考

各文化財の詳細については別紙参照

区指定文化財候補①

名称：（仮称）御嶽神社絵馬群

員数：一式（計90点）

所在地：御嶽神社（北嶺町37-20）

所有者：同上

指定種別：有形民俗

概要：

『大田区の文化財』第2集（昭和40年刊行）の頃より、「この多くの奉納額は江戸期から近代に至る御嶽信仰の様相を示すものとして、また当社を崇敬する御嶽講の地域的な分布を示す資料として貴重である」と評される。しかし、当時は「七十数枚」とされ総数とその詳細の把握には至っていなかった。令和4年度の悉皆調査により、総数90点が確認された。なお、調査・報告に際しては成城大学名誉教授の松崎憲三氏に監修いただいている。

これまでの最古として嘉永4年（1851）の「文久銭額（山犬）」が知られていたが、令和4年度調査により「三社宮」扁額に天保8年（1837）の銘があることが確認された。社殿建立年が同2年（1831）と伝わっており関連がうかがわれる。一方、最新では平成6年（1994）の「御嶽神社御遷座百六十周年記念神輿渡御」額が見られる。

琳派や狩野派に属する絵師が描く美術的に優れた絵馬も存在するが、上記のように「信仰の様相を示す」という点から、個別指定ではなく一括での「民俗資料」としての指定が適当であると考える。

検討すべき点：

①年代や用途で指定範囲を区切るべきか

②名称は「絵馬群」で良いか（扁額・文字額も多数）

教育委員会定例会資料
令和7年9月22日
大田図書館



天保8年銘の扁額

文久銭額（山犬）



「韓信の股くぐり」 藤原（河野）雅雄画
安政3年（1856）

区指定文化財候補②

名称：（仮称）御嶽神社社殿（拝殿・幣殿・本殿）

員数：1棟

所在地：御嶽神社（北嶺町37-20）

所有者：同上

指定種別：建造物

概要：

御嶽神社は天文4年（1535）の創建と伝わり、明応年間（1492～1501）に開拓が始まったとされる嶺村の成立とも関連すると考えられる。当初は武州御嶽社の小祠であった。

一山行者（？－1851）により庵が構えられ、関東一円から信者が集った結果、天保2年（1831）に現社殿が完成したと伝わる。棟札は現存しないが『郷土の文学的資料』（昭和8年刊行）や、写し（昭和34年）を根拠とする。

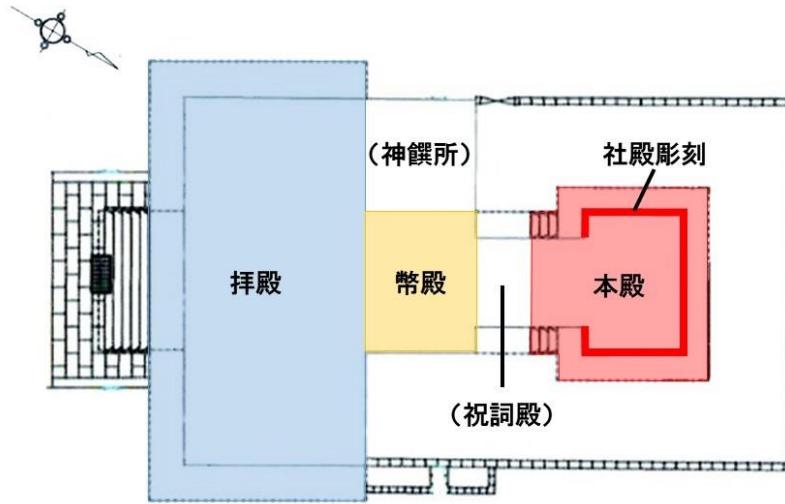
令和4年（2022）の社殿構造調査により、幣殿・本殿が文久元年（1861）に完成したことが判明し、藤原篤意と門人柳下忠五郎が手掛けたこと、さらに幣殿と拝殿の新旧関係により拝殿がそれ以前の築であることも確認された。すなわち、拝殿部が天保2年当時の「社殿」である可能性が高い。

また、「社殿彫刻」についても「天保2年・藤原篤意作」とされてきたが、上記により少なくとも文久期以降の制作であることが判明した。彫工は「後藤源兵衛」の名が確認されている。

検討すべき点：

①平成4年（1992）に実施された屋根葺き替え工事により、当初の外観から大幅に改変されている。ただし痕跡の確認によりある程度の復元は可能（金銭的問題は除く）。

②現在指定されている「社殿彫刻」の取り扱い
→作者「後藤源兵衛」＝関東後藤流としての再評価



御嶽神社社殿の各部名称



本殿屋根裏で確認された墨書